

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材・物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとし、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

第1節 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 平時の情報交換

防災関係機関は、災害の予測・予知や研究を推進するため、それぞれの機関が保有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するものとする。また、これらの情報の活用に向け、情報の共有化のための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、大容量通信ネットワークに対応したシステムの構築に努めるものとする。

なお、町及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2. 情報及び被害状況報告の収集・連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織・情報収集手段・通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

特に、被災時に町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、関係機関から被災地に職員を派遣するなど、被災情報等の相互把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び連絡

①町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を檜山振興局長に報告するものとする。

②気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の伝達・連絡体制は、「第3章第2節 気象業務に関する計画」に準ずるものとする。

(2)北海道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により檜山振興局長に通報する。

- ①災害の状況及び応急対策の概要・・・災害発生後速やかに
- ②災害対策本部の設置・・・対策本部設置後直ちに
- ③被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまでの随時
- ④被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき

(3)町の通報

- ①町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- ②町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に北海道及び国（消防庁経由）に報告するよう努める。

(4)地区別情報連絡責任者

地区別情報連絡責任者は、各町内会長・自治会長をもって充て、本部からの特別警報・警報・注意報の情報等について区域住民に伝達するとともに、区域内に災害が発生したときは、次に掲げる事項等その情報を速やかに本部に通報するよう努めるものとする。伝達の方法は、状況により最も有効な方法により通報するものとする。

- ①災害の発生日時・場所・区域・災害の発生原因・進行状況
- ②降雨・除雪・河川水位・崖等の急傾斜地・海岸水位の異常状況
- ③住民の生命財産の安否・避難状況
- ④水防等の応急措置の状況及び水道・電気・ガス・通信等の被害状況
- ⑦人畜・建物・農地・山林・漁港・河川・海岸・道路等の被害状況
- ⑥食糧、その他緊急に補給すべき物資及び数量

(5)北海道への被害状況報告

被害状況等の報告は、基本法の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

- ①町長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」（別記）に基づき檜山振興局長に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- ②町長は、通信の途絶等により知事（檜山振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告するものとする。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【消防庁連絡先】

区 分	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄「TN」：市町村の内線電話機から発信するときのアクセス特番（市町村ごとに設定されている。）

別記

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄振興局長に報告するものとする。

1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害・住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2. 報告の対象

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア. 速 報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ. 中 間 報 告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ. 最 終 報 告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3. 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4. 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表1

災 害 情 報					
報 告 日 時		月 日 時現在		発受信日時	
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分	
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)				受 信 機 関 (振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)				受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所					
発 生 日 時		月 日 時 分		災害の原因	
気象の状況	雨 量				
	河川水位				
潮位波高					
風 速					
そ の 他					
ライフライン関係の状況	道 路				
	鉄 道				
電 話					
水道（飲料水）					
電 気					
応急措置の状況	(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
		(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(2) 災害救助法の適用状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
		(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の状況		地 区 名	避難場所	人 数	日 時	
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況						
	(5) その他措置 の状況						
	(6)応急対策出 動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名				
		消 防 職 員	名				
		消 防 団 員	名				
その他（住民等）		名					
計		名					
そ の 他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

						月 日 時現在				
災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時				
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等			
被害金額(千円)				被害金額(千円)						
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名・性別・年齢・原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道 工 事	河 川	箇所		
	行方不明	人					海 岸	箇所		
	重 傷	人					砂防設備	箇所		
	軽 傷	人					地すべり	箇所		
	計	人					急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全 壊	棟					小 計	箇所		
		世帯								
		人								
	半 壊	棟				市町村工事	河 川	箇所		
		世帯								
		人								
	一部破損	棟			小 計	箇所				
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟			港 湾	箇所				
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟			漁 港	箇所				
		世帯								
		人								
計	棟			下 水 道	箇所					
	世帯									
	人									
③ 非住家被害	全 壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻		
		そ の 他	棟				破 損	隻		
	半 壊	公共建物	棟				小 計	隻		
		そ の 他	棟							
	計	公共建物	棟			漁 港 施 設		箇所		
そ の 他	棟		共同利用施設	箇所						
④ 農業被害	農 地	田	流失埋没等	ha		道 有 林	林 地	箇所		
			浸 冠 水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失埋没等	ha			林 道	箇所		
			浸 冠 水	ha			林 産 物	箇所		
	農 作 物	田	ha	小 計	箇所					
		畑	ha							
	農業用施設	箇所		⑦ 林業被害	一 般 民 有 林	林 地	箇所			
		共同利用施設	箇所							
		営 農 施 設	箇所				治山施設	箇所		
		畜 産 被 害	箇所				林 道	箇所		
		そ の 他	箇所				林 産 物	箇所		
		計	箇所				小 計	箇所		
	計				計	箇所				

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	-	
火 葬 場		箇所		鉄道施設		箇所			
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	-		
	そ の 他	件		電 話		回線	-		
	計	件		電 気		戸	-		
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	-		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	-			
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		-			
	計	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
罹 災 世 帯 数			世帯			危 険 物	件		
罹 災 災 者 数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告)									

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 ①当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 ②C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。（行方不明・重傷・軽傷についても同じ。） ③氏名・性別・年齢・職業・住所・原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 ①「死者」欄の②・③を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 ①負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院・通院・自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 ②「死者」欄の②・③を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 ①負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院・通院・自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 ②「死者」欄の②・③を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ①物置、倉庫等を改造して居住している場合は「住家」とみなす。 ②商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫・管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 ③住家は社宅・公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍・下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 ①同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊・流失・埋没・焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 ①被害額の算出は、その家屋（畳・建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 ①被害額の算出は、その家屋（畳・建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

	一 部 破 損	全壊・半壊・床上浸水及び床下浸水に該当しない場合があって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 ①被害額の算出は、その家屋（畳・建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 ①被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳・建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 ①被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分を住家とする。 ①公共建物とは、役場庁舎・集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 ②その他は、公共建物以外の神社・仏閣・土蔵・物置等をいう。 ③土蔵・物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従ってその他の項目で取り扱う。 ④被害額の算出は「住家」に準ずる。
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 ①流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 ②埋没とは、粒径1mm 下にあつては2cm、粒径0. 25mm 以下の土砂にあつては5cm 以上流入した状態をいう。 ③埋没等の等とは、地震による土地の隆起・陥没又は干ばつ等をいう。 ④被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は参入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失・埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 ①浸冠水とは、水・土砂等によって相当時間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 ②倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 ③被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工・ため池・水路・揚水機・堤防・道路・橋梁・その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業共同組合又は同連合会の所有する倉庫・農産物加工施設・共同作業場・産地市場施設・種苗施設・家畜繁殖施設・共同放牧施設・家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎・サイロ倉庫・尿溜・堆肥舎・農業機械類・温室・育苗施設等の被害をいう。
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜・畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害で、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。

⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防・護岸・水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防・護岸・突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 施 設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設・外かく施設・けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道・流域下水道・都市下水路
⑥ 水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流失、破損（大破・中破・小破）の被害をいう。 ①港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 ②被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設・けい留施設・水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合・同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体・会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご・函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地・拡大崩壊地・地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の設備道路をいう。
	林産物	素材・製材・薪炭原木・薪・木炭・特用林産物等をいう。
	その他	苗畑・造林地・製材工場施設・炭窯・その他施設（飯場・作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院・診療所・助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設・し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品・原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料・製品・生産機械器具等をいう。
⑩公共文教施設被害		公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係は、その他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館・公民館・博物館・文化会館等の施設
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設・身体障害者（児）福祉施設・知的障害者（児）福祉施設・児童母子福祉施設・生活保護施設・介護老人保健施設・精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	水道（戸数）	上水道・簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

(6)罹災証明書の発行

町長は、町民からの申請に基づいて、被害状況を調査・確認の上、「罹災証明書」を発行するものとする。

罹 災 証 明

平成 年 月 日

江差町長 様

住 所 江差町字 町 番地
申請者
氏 名 ㊞

平成 年 月 日発生 の による罹災は、下記のとおりであることを証明願います。

記

人 的 被 害	
住 家 被 害	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部損壊 4. 床上下浸水
非住家被害（家財等）	
店 舗 及 び 工 場 等	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部損壊
そ の 他	

江差町罹災証明 第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

江差町長



3. 災害通信計画

災害時における防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 災害発生時における通信手段

災害に伴う電話輻輳時においても、救援や公共の秩序のために必要な通信を優先的に接続出来る、災害時優先電話を使用する。

(2) 電話による通信

【非常及び緊急扱いの通話】

非常扱いの通話	天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援・交通・通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話
緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

1) 非常・緊急通話の利用方法

- ①102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ②NTTコミュニケータが出たら
 - ア。「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。
 - イ。予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。
 - ウ。通話先の電話番号を告げる。
 - エ。通話内容を告げる。
- ③NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。
- ④呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

2) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容・機関等

- ①非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

【非常扱いの通話】

通 信 の 内 容	機 関 等
1. 気象・水象・地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 洪水・津波・高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3. 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係のある機関相互間
7. 秩序の確保のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8. 災害の予防又は救援に必要な事項	天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

②緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

【緊急扱いの通話】

通 信 の 内 容	機 関 等
1. 火災・集団的疾患・交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防・救援・復旧等に関し緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（①の表の8に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3. 天災・事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社・放送事業者又は通信社の機関相互間
4. 水道・ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1)水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体（①の表、本表1～4(2)に掲げるものを除く。）相互間

(3)電報による通信

【非常及び緊急扱いの電報】

非常扱いの電報	天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援・交通・通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報
緊急扱いの電報	非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

1)非常・緊急電報の利用方法

- ①115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ②NTTコミュニケータが出たら
 - ア。「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - イ。予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - ウ。届け先・通信文等を申し出る。

2)電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容・機関等

- ①非常扱い電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

【非常扱いの電報】

電報の内容	機関等
「電話による通信」非常扱いの通話と同じ	「電話による通信」非常扱いの通話と同じ

②緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

【緊急扱いの電報】

電報の内容	機関等
気象・水象・地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は「電話による通信」緊急扱いの通話と同じ	他は「電話による通信」緊急扱いの通話と同じ

(4) 専用通信施設及び無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、次の専用通信施設及び無線通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局無線通信部陸上課内）が定める機関別通信システムにより、各無線通信局の協力を求めて通信の確保を図るものとする。

〔専用・無線通信施設設置場所等〕

設 置 機 関	施設の種類	通 信 範 囲	利用の手続方法
北海道	北海道総合行政情報ネットワークシステム	全道各市町村及び道庁並びに道出先機関相互	なし
江差町	遠隔吹鳴システム	江差町行政区域内	なし
檜山広域行政組合 江差消防署	消 防 無 線	檜山管内の各消防署及び消防本部相互、消防全国共通波	口頭申請
江差警察署	警察電話（有線）	全国警察機関相互	口頭申請
	警 察 無 線	江差警察署 →函館方面本部 →北海道警察本部	口頭申請
	移動（車載）無線	函館方面本部区域内	口頭申請
函館開発建設部 防災ステーション	移動無線（車載）	町の区域内及び近隣町村	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	

(5) 通信途絶時等における措置

前記(4)に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、関係機関等の通信設備を活用するなど臨機応変の措置を講じて通信の確保を図るものとする。

①北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア．貸与要請者あて移動通信機器の貸出

イ．無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

②防災関係機関の対応

防災関係機関は、①の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア．移動通信機器の借受を希望する場合

- 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- 借受希望機種及び台数
- 使用場所
- 引渡場所及び返納場所
- 借受希望日及び期間

イ. 臨機の措置による手続きを希望する場合

a. 早急に免許又は許可等を必要とする理由

b. aに係る申請の内容

③連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話011-747-6451）

第2節 災害広報計画

災害時において、被災地住民をはじめとして町民・報道機関等に対して正確な情報を迅速に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図るとともに、混乱を防止するために必要な広報に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、町広報誌等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話・広報車等で周知する。

2. 災害時の広報

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集

①災害現場の情報収集及び写真撮影

②報道機関その他関係機関及び住民等の取材による写真の収集

③その他関係する資料の収集

(2) 発表責任者及び広報班

①災害情報等の発表・広報については、住民対策部長が責任者としてその任にあたる。

②災害情報等の広報活動は、住民対策部まちづくり班が行う。なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送・庁内LANにより状況の推移を周知する。

(3) 町の広報等の内容

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、遠隔吹鳴システム・広報車・チラシ・電話等によるものとし、状況により放送局・新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。また、広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行う。なお、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する伝達には特に留意する。

ア. 災害情報及び関係期間、住民への注意事項（避難指示(緊急)・避難勧告等）

- イ. 避難場所の位置及び危険区域等
- ウ. 災害応急対策及び復旧事業の実施状況
- エ. 被災状況（発生箇所・二次災害の危険性等）
- オ. ライフライン等交通及び通信の状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域等）
- カ. 医療救護所の開設状況
- キ. 給食・給水実施状況（日時・場所・量・対象者等）
- ク. 衣料・生活必需品等供給状況（日時・場所・種類・量・対象者等）
- ケ. 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(4) 住民に対する広報等の方法

- ①町及び防災関係機関等は、報道機関（ラジオ・テレビ・新聞等）への情報提供をはじめ、遠隔吹鳴システム・広報車両・郵便局・インターネットなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。なお、これらの広報の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- ②町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- ③上記①のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや公共情報コモンズを活用すること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見・要望・相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(5) 報道機関に対する発表

報道機関に対する情報発表の方法及び収集した被害状況・災害情報等は、その都度状況に応じ次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- ア. 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ. 災害発生場所又は被害甚大地域
- ウ. 被害状況（交通・通信・火災・電気・ガス・上下水道・道路・橋梁等の被害状況）
- エ. 避難勧告等の発令・解除状況
- オ. 災害救助法適用の有無
- カ. 応急対策の状況
- キ. 本部の設置又は廃止
- ク. 人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(6) 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、町内の公共機関・各種団体等に対して災害情報を提供する。

また、住民生活に直結した機関（道路・交通・電気・上下水道・ガス・通信等）においては、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

(7) 住民からの問い合わせ体制

本部事務局防災対策班は、住民等から被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策本部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

3. 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

- ア. 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- イ. 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証・健康保険の被保険証・外国人登録証明書・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ウ. 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	○被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	○被災者の居所 ○被災者の負傷若しくは疾病の状況 ○被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	○被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ○被災者の職場の関係者その他の関係者	○被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	○被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○被災者について保有している安否情報の有無

- エ. 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ア. 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において、回答するよう努めるものとする。
- イ. 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ. 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ. 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3節 応急措置実施計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等必要な応急措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1)北海道知事
- (2)警察官及び海上保安官
- (3)指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (4)指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (5)町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (6)消防機関及び水防管理者、その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (7)消防長又は消防署長
- (8)災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

2. 町長が実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び地域防災計画等に定めるところにより、消防・水防・救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

(1)警戒区域の設定

①町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命・身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

②消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条、水防法第21条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

③警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

ア、警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対

して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

イ. 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者・居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

ウ. 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

④災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

⑤知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

①工作物及び物件の占有等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石・竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者・所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を江差町公告式条例（昭和30年条例第2号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

ア. 名称又は種類

イ. 形状及び数量

ウ. 所在した場所

エ. 処分の期間又は期日

オ. その他必要な事項

②損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3)障害物の除去及び保管

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは、基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

①町長は、当該工作物等の占有者・所有者、その他工作物等について権原を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公示しなければならない。

ア. 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ. 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- a 公示は保管を始めた日から起算し14日間、町役場の掲示板に掲示すること。
- b 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者・所有者、その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌又は新聞紙に掲載すること。
- c 前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を本町総務課に備え付け、且つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

②町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ア. 保管した工作物等の売却は、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- b 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

③工作物等の保管・売却・公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

④公示の日から起算して、6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

(4)他の市町村長等に対する応援の要求等

- ①町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。
- ②前号の応援に従事するものは、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮のもとに行動するものとする。

(5)北海道知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条第1項及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、道知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

(6)住民等に対する緊急従事指示等

- ①町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）
- ②町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第17条）
- ③消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- ④救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10第1項）

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は次のとおりである。

1. 地域住民等の自主的避難

(1)自主的避難の開始等

地域住民、滞在者等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民等に状況を伝えとともに、町に氏名、避難・連絡先、避難人数等を連絡するか、避難カード等に記載し玄関に表示するよう努める。また、危険の切迫により避難する際は、要配慮者の安全確保と避難時の補助等を心がける。

(2)町が行う支援措置等

町長は、地域住民、滞在者等が自主的な避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動を把握し、避難の支援や避難所等の開放措置を行う。また、町は、避難所の鍵を避難所に近接する施設管理人等に保管させ、自主的な避難収容に対応できるようにしておく。

2. 避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

風水害・火災・山（崖）くずれ・地震・津波等の災害により、人命・身体保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、町長等避難実施責任者は次により避難の勧告等を行うこととし、避難勧告等を発令する際は、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるよう伝達するものとする。

特に、町は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。また、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、災害に応じた避難の実施に努めるものとする。

（1）避難実施責任者及び要件

①町長（基本法第60条）

ア. 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命・身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

- a 避難のための立退きの勧告又は指示
- b 必要に応じて行う立退先としての避難場所の指示
- c 屋内での待避等の安全確保措置の指示

イ. 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ. 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに檜山振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

②水防管理者（水防法第29条）

ア. 水防管理者（水防管理者水防管理団体である町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ. 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

③北海道知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア. 知事（檜山振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。また、知事（檜山振興局長）は洪水・高潮・地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難・立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設・避難者の収容等については町長に委任する。

イ。知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章第8節 輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

④警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア。警察官又は海上保安官は、①のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

イ。警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

⑤自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア。住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ。他人の土地への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ。警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ。他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ。住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

(2)連絡及び協力

①連絡

町・北海道（檜山振興局）・北海道警察本部（江差警察署）・第一管区海上保安本部（江差海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

②助言

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台・河川事務所等、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。また、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

なお、町から助言を求められた国や北海道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

③協力・援助

ア。北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ. 第一管区海上保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは避難者の誘導・海上輸送を行い、避難を援助する。

3. 避難の勧告等区分の基準

町長は、次の発令基準によって、避難の勧告または指示を行う。

種 別	発 令 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	1. 特別警報または警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 2. 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 3. 要配慮者の避難を要すると判断されるとき。
避難勧告	1. 避難準備により状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2. 災害を覚知し、災害の拡大が予測され、事前に避難を要すると判断されるとき。 3. 「津波」の津波警報が発令されたとき。 4. 強い地震（震度4以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。
避難指示（緊急）	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3. 「大津波」の津波警報が発令されたとき。

4. 避難の勧告・指示又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、江差消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、遠隔吹鳴システム・北海道防災情報システム・放送設備・サイレン・広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 周知すべき勧告等事項

- ① 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- ② 避難場所及び経路
- ③ 火災、盗難の予防措置等（灯油・ガスの元栓閉鎖、戸締り等）
- ④ 携行品等その他の注意事項（食料・懐中電灯・水筒・携帯用ラジオ・着替え・タオル等必要最小限のもの）

(2) 周知の方法

住民に対する避難の勧告等の周知方法は、災害の状況・地域の実情等を考慮し、次に掲げるところによる。

①遠隔吹鳴システムによる方法

遠隔吹鳴システムにより住民に周知する。

②広報車による方法

町・消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

③公共放送による方法

NHK・民間放送局に対し放送を利用できる場合は、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

④伝達員等による方法

避難の勧告等をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、消防職員や消防団員の協力得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に避難行動要支援者に留意する。

(3)関係機関への報告

①道に対する報告

避難の事前措置を行ったときは、すべて受領周知責任者から檜山振興局（地域政策部地域政策課）を経由し、道知事に報告する。報告事項は、発令者・発令の理由・発令日時・避難の対象区域・避難先等とする。

②警察官に連絡し協力を得る。

③避難場所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し協力を得る。

5. 避難方法

(1)避難誘導

住民の避難誘導は本部職員が行い、状況により消防職員・消防団員・警察官の協力を得ながら、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、本部職員・消防職員・消防団員・警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

学校・社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導するものとする。

自力避難の困難な高齢者・乳幼児・障がい者等の避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(2)移送の方法

①災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難・立退きが困難な避難行動要支援者等の場合は、車両で移送する。

②災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難・立退き移送を要し、町のみでは措置できない場合は、他の市町村又は北海道に対し応援を求めて実施する。

③避難場所等

避難場所等（避難場所・避難所）は、「第4章第11節 避難体制整備計画」による。

6. 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在・連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(2) 避難以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア. 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ. 病院への移送

ウ. 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道・隣接市町村等へ応援を要請する。

7. 避難路及び避難場所の安全確保

避難誘導員・警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所の安全の確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

8. 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者・公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9. 避難所の開設

町は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、洪水・高潮・土砂災害等の危険性を十分考慮し避難所を開設するとともに、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者のための福祉避難所も開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

① 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- ②避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ③著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足する場合には、福祉対策部及び建設対策部が各対策部の協力を得て仮設避難所の設営を行うほか、近隣市町村との相互受入協定等により、広域避難収容に関する応援を要請するものとする。
- ④避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。
 - ア. 避難者世帯名簿
 - イ. 避難所設置及び収容状況
 - ウ. 避難所収容台帳

10. 避難所の運営

町は、避難所における生活環境を良好なものとすよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

避難所においては、速やかに避難人員、世帯の状況などを早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとすよう努めるものとし、食事供与の状況・トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態等の把握に努め、男女双方の視点に配慮する。

また、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者・住民・自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

- ①北海道及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ②町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ③町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供・情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ④町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとし、特に要配慮者に対しては、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

11. 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

- ①災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- ②道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ檜山振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- ③協議先の市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- ④道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先の市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(2) 道外への広域一時滞在

- ①災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事に対し被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。
- ②知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- ③道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により、町外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

12. 関係機関への報告

(1) 避難勧告等発令の報告

町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに檜山振興局長に報告する。町長以外の実施責任者が勧告等を行った旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、檜山振興局長に報告する。

- ①避難の勧告等の発令者
- ②発令の理由
- ③発令日時
- ④避難の対象区域
- ⑤避難先

(2) 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を檜山振興局長に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

- ①避難所開設の日時、場所及び施設名
- ②収容状況及び収容人員
- ③開設期間の見込み

13. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

【警戒区域の設定権者と設定要件等】

設定権者	設定の要件・内容
町 長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
消防長又は 消防署長	○ガス・火薬又は危険物の漏えい・飛散・流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
消防職員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長・水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
警 察 署 長 又は 海上保安署長	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。
警 察 官 又は 海上保安官	○町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ○消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があったとき。 ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
災害派遣を命ぜ られた部隊等の 自衛官	○町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。

第5節 避難救出計画

災害が発生し、生命・身体が危険な状態になった者の救助救出にあたっては、町をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当する区域の割り振りなど密接な連携のもとに迅速な活動を実施することが重要である。

また、被災地の住民組織や自主防災組織等も、可能な限り参加して被災者の救助救出に努めるものとする。

1. 実施責任者

町及び消防機関（災害救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険な状態になった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、町のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村・北海道等に応援を要請する。

北海道は、市町村を包括する機関として、広域的・総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出についての応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

また、江差警察署は被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施し、江差海上保安署は海上における遭難者の救助救出を実施する。

2. 救助救出活動

町は、江差警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行うものとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

また、江差海上保安署は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第6節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命・身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な災害警備に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 災害警備体制の確立

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

2. 応急対策の実施

(1)北海道警察

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模・態様に応じて、次に掲げる措置を講ずるものとする。

①災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

②住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街及び商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

③風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

④町・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体見分等に当たるものとする。

(2)第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

①巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

②巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

③治安の維持に必要な情報の収集を行う。

3. 交 通 規 制

北海道公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。

また、通行禁止等の措置を行った場合には、町及び関係機関に連絡するとともに、区域内に在る者に対し、広報媒体等を通して広報・周知の措置をとる。

(1)警察署長の行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路が災害等による決壊等で危険な状況が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

(2)警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において交通に対して、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

(3)町長への通知

警察署長は、前記(1)及び(2)の交通規制を行った場合は、速やかにその内容を町長に通知する。

4. 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

(1)通 知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象・区域・区間・期間又は理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2)緊急通行車両の確認

知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署長）は、災害応急対策に必要な緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両の確認をしたものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付し、車両の前面に標章を掲示させる。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両の確認

北海道公安委員会（江差警察署長）は、業務の性質上、市民の日常生活に欠くことができない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両であることの確認を行い、規制対象除外車両の確認をしたものについては、車両ごと「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、車両の前面に標章を掲示させる。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防・避難・救助・救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保については、次に定めるところによる。

1. 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施機関及びその対策の内容等は次のとおりである。

【実施機関と対策内容等】

実施機関		応急対策の内容等
北海道公安委員会 （江差警察署）		○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めたときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者・所有者・管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ○移動等の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。その場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
第一管区海上保安本部 （江差海上保安署）		○海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制を行う。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		○町長等・警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、時に次の措置をとることができる。 ア．自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。 イ．警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。 ウ．現場の被災工作物等の除去等を実施すること。
道路 管 理 局	国	○一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。
	北海道	○道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。 ○交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

		○道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする とともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。
	町	○町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 ○警察官がその場にいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。

2. 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

- ① 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

3. 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（江差海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- ② 海難の発生・危険物の排出・その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- ③ 海難船舶・漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
- ④ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 航路標識が損壊し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4. 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

(1) 通 知

北海道公安委員会（江差警察署）はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象・区域・区間・期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

北海道知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署長）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行うものとする。なお、緊急通行車両の確認は、北海道（檜山振興局）又は警察本部・方面本部・警察署及び交通検問所で行う。

緊急通行車両であると確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

① 緊急通行車両

ア. 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防・水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難・救助その他保護に関する事項
- d 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ. 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

ウ. 町・道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、「緊急通行車両標章交付」のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められ車両について、北海道公安委員会（江差警察署）を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

①規制対象除外車両等

- ア. 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- イ. 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- ウ. 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
- エ. 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両
 - a 道路維持作業用自動車
 - b 通学通園バス
 - c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - d 電報の配達のため使用する車両
 - e 廃棄物の収集に使用する車両
 - f 感染症患者の収容又は予防のため使用する車両
 - g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

5. 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局・北海道・日本道路公団北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

(1)計画内容

- ①対象地域 道内全域
- ②対象道路

既設道路及び概ね平成17年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路・臨港道路等を含めている。

(2)緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は9,677kmとなっている。

①第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾・空港・総合病院・自衛隊・警察・消防等を連絡する道路【道路延長5,672km】

②第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関・公共機関・主要駅・港湾・ヘリポート・災害医療拠点・備蓄集積拠点・広域避難地等）を連絡する道路【道路延長3,774km】

③第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路【道路延長232km】

第8節 輸 送 計 画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための計画は次に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。また、町長は、必要と認める場合は、北海道知事（檜山振興局長）へ自衛隊の派遣・出動を依頼する。

2. 輸送の対象

- (1)避難のための住民の輸送
- (2)医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3)応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
- (4)運搬給水による飲料水確保のための輸送
- (5)救援物資の輸送
- (6)その他災害対策本部が行う輸送

3. 輸送の方法

(1)車 両 輸 送

原則として町の所有する車両等を使用し、被害の規模・被害の状況及び距離等により、町の所有する車両のみでは輸送が困難な場合は、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。また、災害時において公安委員会等が車両の通行禁止、又は、制限をした場合、町長は、江差警察署等に対して、当該車両が緊急輸送車両であることの標章又は証明書の交付を申請するものとする。

(2)航空機輸送

地上輸送が不可能な事態が生じた場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊のヘリコプターの出動要請依頼を行うものとする。

(3)船 舶 輸 送

陸上輸送路が使用できない場合又は船舶による輸送が適切であると判断される場合、漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、江差海上保安署に輸送を要請する。

第9節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

(1)江 差 町

被災者及び災害応急対策従事者等に対し、食糧等の調達・配給及び給付対策を実施する。

(2)北 海 道

必要に応じて、主要食糧の調達及び供給の決定と調整を図る。

(3)北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

2. 食糧の供給

(1)江 差 町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について檜山振興局長を通じて知事に要請する。

(2)北 海 道

北海道知事は、町長から要請があったときは、食料を調達し町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省政策統括官と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3)北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、町と十分に連絡を取りつつ被災地の食料配給状況を、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

3. 食糧の供給対象者

食糧の供給対象者は、次のとおりとする。

- ①避難場所に収容された者
- ②住家が被害を受け炊事のできない者
- ③旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記①・②に該当することとなった者
- ④災害応急対策に従事している者

4. 炊 き 出 し

災害現地における被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは町長が行うほか、関係団体やボランティア等に協力を要請するものとする。

第10節 給 水 計 画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町は給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水等の生活用水を災害発生後3日分程度、あらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水・自然水（川・ため池等の水）・プール・受水槽・防火水槽等の水をろ過・滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材（ポリタンク等）の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車・散水車・消防タンク車及びろ過器等を所有する機関から調達して給水に当たるものとする。

2. 給水の実施

(1) 給水の方法

① 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防水槽車等）により取水し、被災地域内へ輸送のうえ住民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

② 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

③ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲料水として適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

(2) 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。また、災害時の物資供給に関する協定に基づき、物資の調達及び供給を要請するものとする。

第 1 1 節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 上 水 道

(1) 応 急 復 旧

大規模な災害により長期間断水となることは、住民の生活維持に重大な支障をきたすため、水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- ①施設の点検・被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ②要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- ③被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- ④住民に対する広報活動を行う。

(2) 広 報 活 動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

2. 下 水 道

(1) 応 急 復 旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであることから、下水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

- ①施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ②要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- ③被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- ④管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- ⑤処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置をとる場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- ⑥住民に対する広報活動を行う。

(2) 広 報 活 動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第12節 衣料・生活必要物資供給計画

災害時における被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 江 差 町

救助法が適用された場合の被災者に対する被服・寝具・その他生活必需物資の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合には、町長がその都度実施する。

① 物資の調達・輸送

- ア. 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- イ. 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- ウ. 生活必需品を取り扱う小売店・卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達ができる方法を定めることとする。

(2) 北 海 道

知事は、災害時における災害救助物資について、町の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるときは、要求を待たずに物資を確保し輸送する。また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

① 要配慮者に配慮した物資の整備

- 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
- ア. 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- イ. 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

2. 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

(1) 対 象 者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- ① 住家が全壊・全焼・流失・半壊・半焼・埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服・寝具・その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

(2) 種 類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- ① 寝具（毛布・布団等）
- ② 外衣（作業衣・洋服・子供服等）
- ③ 肌着
- ④ 身の回り品（タオル・手拭・靴下等）
- ⑤ 炊事用具（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗・皿・箸等）
- ⑦ 日用品（石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ・ろうそく・灯油等）
- ⑨ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

3. 実施の方法

(1) 物資の調達及び配分

町長は、災害により日常生活に必要な衣料・生活必需品を失った者に対し、世帯構成員別被害状況等の調査に基づき、一時的に急場をしのぐ程度の衣料・生活必需品等を給与又は貸与するものとし、町内の各衣料品店及び日用品店を調達先とし物資の配分を行う。なお、町内で必要数量を確保することが困難な場合は、檜山振興局に協力を要請する。

知事は、町長等の要請に基づき必要物資の斡旋・調達を行うもので、災害の態様・交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

(2) 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ・介護用品・スプーン・哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

(3) 給与又は貸与台帳

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- ①世帯構成員別被害状況 (様式1)
- ②物資購入(配分)計画表 (様式2)
- ③物資受払簿 (様式3)
- ④物資給与及び受領簿 (様式4)

4. 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

(1) 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- ①毛布
- ②救急セット
- ③拠点用日用品セット
- ④安眠セット

(2) 救助物資の緊急輸送を円滑に行うために別に定める「赤十字災害救助物資備蓄(配分)要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄(配分)」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

様式1

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日													
世帯構成別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 生	中 学 生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

様式2

物資購入（配分）計画表

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円								
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

様式3

物資受払簿

品 目						
年月日	摘 要	受	払	残	備 考	
計	道調達分					
	町調達分					

様式4

物資給与及び受領簿			
住家被害程度区分		給与の基礎となった 世帯構成員	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所
世帯 氏名 印

給与年月日	品 名	数 量	備考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

第13節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が実施する。

2. 応 急 対 策

(1)活 動 態 勢

発令基準に従い警戒態勢・非常態勢を発令し、態勢を整備する。

(2)情 報 収 集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電・復旧見込みなどの状況について、町及び北海道に連絡する。

(3)通 信 確 保

本・支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4)広 報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況・復旧見込を直接又は報道機関を通じて速やかに需要家に周知する。

(5)要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

(6)資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び電力各社からの融通等により調達を図る。なお、必要により指定地方行政機関・地方公共団体等に対し、労務施設・設備又は物資の確保について応援を求める。

(7)応 急 公 示

災害時において、復旧順位・難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設・避難所・医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア. 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ. 地域の卸売組合・協同組合・主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ. 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を求めることができる。

エ. LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2. 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合・協同組合・主要業者に対し協力を要請し又は斡旋を求めるものとする。また、函館地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」により、要請することができる。

第15節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 基本方針

(1)医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

(2)救護班は、医師・薬剤師・看護師・その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

2. 実施責任者

災害発生時において、医療の方途を失った者に対する応急的医療救護及び助産の救護は、町長が行う。また、救助法が適用された場合による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については町長が行う。

医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において医療班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼する。

(1)江 差 町

- ①町長は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は北海道その他の関係機関に協力を依頼する。
- ②町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

(2)北 海 道

- ①災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣・受入等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- ②災害救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。また、避難所の設置が長期間に渡る場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- ③被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- ④道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班・災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請する。
- ⑤必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師・看護師・臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- ⑥被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師・保健師・管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

(3)災害拠点病院

- ①災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣し、医療救護活動を行う。
- ②災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療機材等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

3. 対象者及び対象者の把握

(1)対 象 者

- ①医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- ②災害により医療を必要とする者
- ③災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

(2)対象者の把握

救護を必要とする者の把握は、概ね次の方法による。

- ①救護を必要とする者からの要請
- ②地区責任者等からの通報
- ③本部職員による現地調査

4. 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣要請

(1) 医療救護所の設置

医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに、応急医療・助産等を行うため、安全かつ適応する学校その他公共施設を利用して設置することとし、当該地域の住民に周知するものとする。
なお、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用するものとする。

(2) 医療救護班の派遣要請

災害の規模により応急医療の必要があるときは、檜山医師会に対し、医療救護班の派遣要請を行う。

5. 医療及び助産の実施

医療及び助産等の救護を要する者の調査結果は、でき得る限り正確かつ迅速に本部に報告することとし、本部では直ちに救護に関し医師又は助産師の派遣、救護所の開設、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

(1) 医療救護班の編成

医師・看護師・助産師・その他補助員をもって編成する。

(2) 医療及び助産業務

医療救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 被災者の死亡の確認及び死体の検索
- ④ 助産救護

(3) 医療用資機材・医薬品等の調達

町は、必要な医療用資機材・医薬品等は、町内医療機関の備蓄医薬品や町内の取扱業者から調達により確保するが、なお不足する場合は北海道又は関係機関に対し、斡旋及び提供を要請する。

(4) 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

(5) 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関・医師会・歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

6. 搬送体制の確保

収容医療機関及び後方医療機関への転送を要する重症患者等傷病者の搬送は、消防機関の救急車両による。ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道・市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。なお、道路の損壊等により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道知事・自衛隊にヘリコプターやドクターヘリ等による搬送を要請する。

7. 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について、病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第16節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町は北海道知事の指示を従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施し、町が実施する防疫に関する業務の指導・支援を行い、かつその総合調整を行う。

2. 防疫の実施組織

(1) 検病調査班の編成

①北海道知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。

②検病調査班は、医師1名・保健師（又は看護師）1名・その他職員1名をもって編成するものとする。ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて必要と認められるときは、保健師（看護師）1名・その他1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

(2) 防疫班の編成

町長は、被災地におけるねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒等の防疫活動を、円滑かつ能率的に実施するため、次の防疫班等を編成する。

①防疫班（衛生技術者1名・班長・班員）を災害規模により編成する。

②検病班（医師・保健師又は看護師1名）を災害規模により編成する。

③検水班（班長・班員）を災害規模により編成する。

3. 防疫の措置

町長は、感染症予防上必要があると認められる場合、又は町における災害の規模・態様に応じ、北海道知事の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

①感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

②ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

③物件に係る消毒等の措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

④生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

⑤臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

⑥公共の場所の清潔方法に関する指示

4. 防疫の種別及び方法

(1) 検病調査及び保健指導等

北海道の編成する検病調査班が実施する検病調査及び保健指導等の実施要領は、次のとおりである。

- ① 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- ② 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- ③ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- ④ 北海道知事の指示により、感染症予防に必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

(2) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく北海道知事から消毒の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保して速やかにこれを実施する。

1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水1㎡当たり20cc投入して十分攪拌した後約2時間放置し、給水栓においての残留塩素を0.1～1mg/ℓに保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は0.2～2mg/ℓに保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させない。

2) 家屋内

汚染された台所・炊事場・食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

3) 便所

便所は石灰酸水・クレゾール水又はホルマリン水で拭浄するか散布する。便槽は、か性石灰末・石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、出来れば1週間以上放置したのち処理する。

か性石灰末・・・し尿貯留量の30分の1以上

石灰乳、クロール石灰水・・・し尿貯留量の5分の1以上

(3) ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく北海道知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(4) 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。

なお、供給量は一人1日当たり約20ℓとすることが望ましい。

(5)患者に対する措置

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに北海道知事に通知し、感染症のまん延を防止するため入院する患者を、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

①感染症指定医療機関

2類感染症患者は第二種感染症指定医療機関である市立函館病院に、1類感染症患者は道知事が指定する第一種感染症指定医療機関に入院させる。(法第20条)

②そ の 他

緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であっても道知事が適当と認めるものに入院させることができる。(法第19条・第26条)

(6)避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

①検病・健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

②消毒の実施

避難所等の清潔方法として、避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、消毒薬等による便所・炊事場・洗濯場の消毒のほか、消毒液等を適当な場所に設置し、手洗いの励行などについて指導を徹底する。

③集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物・塵芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

④飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

5. 防疫活動に必要な資機材

防疫活動を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資機材が不足した場合は、必要に応じて町内業者等から調達する。

6. 家 畜 防 疫

(1)実施責任者

被災地の家畜防疫は、北海道知事が行うものとする。

(2)実施の方法

檜山家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

①家畜防疫

ア. 緊急防疫

家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じて家畜伝染病予防法を適用して予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ. 獣医薬品器材の確保

緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

ウ. 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域においては家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ. 家畜衛生車の被災地への派遣

災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

第17節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集処理、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）に関する計画は、次に定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「本章第23節 障害物除去計画」による。

1. 実施責任者

被災地における廃棄物等の処理は町が実施するが、町のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。また、死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町が行う。

檜山振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとし、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2. 廃棄物等の処理方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項・第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

(1) ごみの収集処理

①被災地住民の協力を要請し、原則として町ごみ処理基本計画に基づく分別収集を行う。

②収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。

③収集に当たる車両は、町車両・委託業者の収集車及び借上車両とする。

(2) し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、福祉対策部は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、檜山振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、次により処理することができるものとする。

①環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

②移動できないもの及び獣畜に伝染病が発生し死亡した場合については、檜山振興局保健環境部保健行政室の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

③前記①及び②により埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第18節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任及び家庭動物の取扱い

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、檜山振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行い、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

①動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

②災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主自己責任において行うものとする。

③災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第19節 文教対策計画

教育施設の被災、又は児童生徒の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の実育を行えない場合の応急対策及び文化財の保全については、次のとおり定めるものとする。

1. 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校では平素から災害に備えて教職員の役割分担・相互の連携・時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

① 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法・児童生徒の誘導方法・保護者との連携方法・緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員・児童生徒・保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設・設備を災害から防護するため、日常点検や定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

2. 実施責任者

町立小学校の応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、町長及び教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、児童生徒に対する教科書・文房具類の給与は、町が知事の委任により実施する。

また、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。

3. 応急教育対策

(1) 休校措置

① 登校前の場合

学校長は、学校施設等の被災その他の理由により校務等の運営上やむを得ないと認めるときは、町教育委員会と協議し休校の措置をとる。休校措置を登校前に決定したときは、学校長又は町教育委員会は、直ちにその旨を学校があらかじめ定めた連絡網等の伝達方法に従い、各児童生徒に周知することとする。

② 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとることとする。授業等を中断し帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童にあっては教員が地区別に引率するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のため校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって次の方法によるものとする。

① 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法をとる。

② 校舎の大部分または全部が使用不能となった場合

公共施設等、または最寄りの学校の校舎を利用するものとする。なお、施設の確保ができない場合は、応急仮校舎・仮運動場の建設を検討するものとする。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じた特別教育計画をたてて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

① 教科書・学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容・方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

② 教育活動の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

③ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者・地域住民・関係機関等の協力を得るようにする。

④ 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

⑤ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡を取り、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、管内教職員を動員配置するなど、教育に支障をきたさないようにすることとする。

(5) 授業料の減免等

北海道教育委員会は、高等学校の生徒の保護者が被害を受けた場合には、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

① 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

② 保護者又は本人の申請に基づく奨学金の貸与

(6) 学校給食等の配置

① 施設の復旧

給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続を図られるよう応急措置を講ずる。

② 原材料の確保

給食用物資が被災したときは、関係機関と協議して給食の確保に努めることとし、米穀・小麦・脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行い応急調達に努める。

③ 衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、衛生管理に特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の対策を講ずる。

(7)衛生管理対策

学校が被災者の収容施設として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行うものとする。

- ①校舎内、特に水飲み場・炊事場・便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- ②校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- ③収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- ④必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

(8)教科書・学用品の調達及び支給

①調達の方法

教科書の調達は、学校別・学年別・使用教科書ごとにその数量を調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、道教委の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受けるものとする。また、町内の他学校に対し、使用済教科書の供与を依頼するものとする。

②支給の対象者

被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失またはき損し、就学上支障のある者に対して支給するものとする。

③支給の方法

学校長と緊密な連絡をとり、学校長を通じて対象者に支給するものとする。

④支 給 品 目

- ア．教科書及び教材
- イ．文房具
- ウ．通学用品
- エ．その他特に必要と認めたもの

(9)被災教職員・児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防対策、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）の規定による予防接種や、健康診断を実施するものとする。

4. 文化財対策

災害が発生したときは、文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群）の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全保護に当たるものとする。また、搬出可能な文化財については災害時にあたっての保安に努めるものとする。

第20節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

1. 実施責任者

町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理ができない被災者に対して応急修理を実施するものとし、救助法が適用された場合は避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2. 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、災害により住家が被害を受けて居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等への入居斡旋等

町長は、災害により被災者の一時的な住居の安定を図るため、町営住宅等に空き家がある場合には、被災者を町営住宅等へ入居させることができる。

また、町営住宅に空きがない場合は、知事（檜山振興局）に道営住宅の空き家への入居を依頼するものとする。

① 入居対象者

ア. 住家が全壊・全焼又は流失した者

イ. 居住する住家がない者

ウ. 自己の資力では住家を確保することができない者

② 入居手続き等

町営住宅又は道営住宅の入居に関しては、それぞれ江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）又は、北海道住宅条例（平成9年条例第11号）の規定によるものとする。

(3) 応急仮設住宅

① 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア. 住家が全壊・全焼又は流失した者

イ. 居住する住家がない者

ウ. 自己の資力では住家を確保することができない経済的弱者であり、次のいずれかに該当する者

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障がい者・勤労者・小企業者など

② 入居者の選定

入居者の選考は、民生委員の意見等を徴し、被災者の資力、その他生活条件を十分に調査のうえ選定する。

③ 応急仮設住宅の建設

原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は町長が行う。

④ 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

⑤ 建設戸数

建設必要戸数を北海道知事に要請する。

⑥ 規模・構造・存続期間及び費用

ア. 標準規模と構造

一戸当たりの標準床面積は、平均29.7平方メートルとする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ. 存 続 期 間

応急仮設住宅完成の日から3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に延長することができる。

ウ. 費 用

費用は災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

⑦ 維 持 管 理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

⑧ 運 営 管 理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

⑨ 平常時の規制の適用除外措置

町及び北海道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(4) 住宅の応急修理

町長は、必要により災害によって住家が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施するものとする。

① 応急修理の対象者

ア. 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者

イ. 自らの資力では応急修理ができない者

ウ. その他町長が特に必要と認めた者

② 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

③応急修理の範囲と費用

ア. 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ. 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5)災害公営住宅の整備

①整備基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、滅失した住宅に居住していた低所得罹災世帯のため、国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア. 地震・暴風雨・洪水・高潮・その他異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ. 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

②整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

③整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア. 入居者の条件

- a 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円）で、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）で定める金額を超えない世帯であること。
- c 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ. 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ. 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ. 国庫補助

- a 建設・買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。ただし、激甚災害の場合は3/4とする。
- b 借上げを行う場合、住宅共用部分工事費の2/5とする。

3. 資材の斡旋・調達

町長は、建築資材・暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

4. 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第21節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し住民生活の安全の確保を図るものとする。

1. 危険度判定実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。また、北海道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

2. 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1)「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
- (2)宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3)判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁・のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

【判定結果の表示法】

区 分	表示方法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済宅地	青のステッカーを表示する

3. 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1)宅地に係る被害情報の収集
- (2)判定実施計画の作成
- (3)判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
- (4)判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5)判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4. 事前準備

町は災害発生に備え、実施マニュアルに基づき道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。また、関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成・登録及び更新等に関する事務を行う。

第22節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬は、本計画に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害により、行方不明者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬等は、警察署・消防機関・海上保安庁・自衛隊、あるいは民間団体等関係機関の協力を得て、町長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長が行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2. 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡しているものと推定される者。

(2) 実施の方法

町長は、災害の規模・実情等を勘案して搜索班を編成し、消防機関・警察署及び海上保安官その他あらゆる関係団体の協力を得て、実情に応じた方法で行うものとする。なお、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。また、遺体が海上に漂流することが予想される場合は、第一管区海上保安本部に搜索を要請する。

(1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所。

(2) 行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容貌・特徴・着衣等。

3. 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2)処理の範囲

- ①遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置（日本赤十字社北海道支部）
- ②遺体の一時保存（町）
- ③検案（日本赤十字社北海道支部）
- ④死体見分（警察官・海上保安官）

(3)処理の方法

- ①遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - ア．身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は遺体を引き渡す。
 - イ．身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は遺体の洗浄・縫合・消毒・検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- ②遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別・推定年齢・遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ③遺体収容所は、町内の寺院・公共施設等死体の収容に適切な場所とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

4. 遺体の埋葬

(1)対 象 者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため親族が埋葬を行うことが困難な場合又は親族のない遺体とする。

(2)埋葬の方法

- ①町長は、遺体を火葬又は土葬に付し、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給や、火葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。
- ②事故による遺体は、警察署から引き継ぎを受けた後に火葬又は土葬に付することとする。
- ③身元不明の遺体は、警察署その他の関係機関に連絡し調査するものとするが、調査機関が長期にわたる場合は、行旅死亡人として取り扱い遺体を仮に埋葬（土葬）することとする。
- ④埋葬の実施が町において実施できないときは、近隣市町村及び関係機関との協定による協力を得て行う。

5. 費用及び期間

災害救助法の定めに準じて行うものとする。

6. 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第23節 障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、住民の生活安定と交通を確保し、必要物資の輸送を円滑にし被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 道路・河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路・河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法・河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとし、その他の障害物の除去については町長が行う。ただし、住居又はその周辺について、災害救助法が適用された場合は、救助法第30条第1項の規定により、北海道知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第7章第1節 海上災害対策計画」の定めるところによる。

2. 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えられると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うもので、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 住民の生命財産等を保護するため、速やかに障害物の除去を必要とする場合

(2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3. 障害物除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び民間土木業者の協力・応援を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4. 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積は次の事項に留意して、それぞれの実施機関においてできる限り被災地周辺の町有地・遊休地を利用して行うものとする。

(1) 再び人命財産に被害を与えるおそれのない安全な場所であること。

(2) 交通の障害にならない場所であること。

(3) 盗難等の危険のない場所であること。

5. 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本章第7節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第24節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

1. 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- ① 暴風・竜巻・洪水・高潮・地震・その他の異常な自然現象
- ② 豪雨・豪雪・融雪・雪崩及び異常気象等による出水
- ③ 津 波
- ④ 山崩れ・崖崩れ・地すべり
- ⑤ 土石流
- ⑥ 落 雷
- ⑦ 波 浪

(2) 被害種別

- ① 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- ② 盛土及び切土法面の崩壊
- ③ 道路上の崩土堆積
- ④ トンネル・橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- ⑤ 河岸・堤防・護岸・水制・床止め及びその他施設の被害
- ⑥ 河川・砂防えん堤・漁港の埋塞
- ⑦ 堤防・消波工・離岸堤・突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- ⑧ 海岸線の侵食
- ⑨ 砂防・地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- ⑩ ダム・溜池等えん堤の流失及び決壊
- ⑪ ダム貯水池の流木等の堆積
- ⑫ 下水道管渠の蛇行・閉塞・亀裂及び処理場施設の被害
- ⑬ 岸壁・物揚場の決壊
- ⑭ 航路・泊地の埋没

2. 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施するものとする。

3. 応急対策及び応急復旧対策

施設の管理者は、災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ① 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
- ② 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は町・道・関係機関・自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応 急 復 旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

4. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに本防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第25節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1. 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施するものとする。

2. 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料・転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにして農協を通じ斡旋を要請するものとする。

また、町内において処理不可能なときは、文書をもって檜山振興局長を通じ北海道農政部長に緊急飼料の斡旋を要請することができるものとし、北海道は必要に応じ北海道農政事務所等に緊急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼 料（再播用飼料作物種子を含む）

- ① 家畜の種類及び頭羽数
- ② 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類・品質・数量）
- ③ 購入予算額
- ④ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転 飼

- ①家畜の種類及び頭数
- ②転飼希望期間
- ③管理方法（預託、附添等）
- ④転飼予算額
- ⑤農家戸数等の参考となる事項

第26節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力要請及び労務者の雇用については、町長が行う。

2. 民間団体へ協力要請

(1) 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うものとする。

- ①災害対策本部員又は消防団員
- ②災害応急対策の協力団体員の動員要請
- ③近隣者・民間活動団体に対する協力要請
- ④労務者の雇い上げ

(2) 動員の要請

災害対策本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、各部長は次の事項を明示して、経済対策部長に要請するものとする。要請を受けた同部長は、速やかに労務供給の全体を把握し、民間団体等へ協力要請を行うものとする。

- ①労務要員を必要とする理由
- ②作業の内容
- ③従事する場所
- ④作業予定期間
- ⑤所要人員数
- ⑥集合場所
- ⑦その他参考事項

(3) 住民組織の要請先及び活動

①住民組織の要請先

「第3章第1節 組織計画」の定めるところによる。

②住民組織の活動

住民組織の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア. 避難所における被災者の世話
- イ. 被災者への炊き出し
- ウ. 救援物資の仕分け、配送
- エ. 高齢者などの避難行動要支援者の介護や移送
- オ. 被災家屋の片付けの手伝い
- カ. 子供の世話や遊び相手
- キ. 被災者の親族等への安否情報の提供
- ク. 応急仮設住宅への引越しの手伝い
- ケ. その他災害応急措置の応援

3. 労務者の確保

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

(1)労務者雇用の範囲

- ①被災者の避難誘導
- ②医療及び助産のための移送
- ③被災者の救出のため機械器具資材の操作又は後始末
- ④救助物資の仕分け輸送及び配布
- ⑤飲料水の供給及び機械器具の運搬・操作・洗浄用薬品の配布等
- ⑥行方不明者の搜索及び処理

(2)労務者の雇用方法

- ①町内建設業者に対し、労務者の供給を要請する。
- ②新聞へのチラシ折込み及び広報車等による求人広告を行う。
- ③労務者の求人申込みをしようとするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし求人の申し込みをするものとする。
 - ア. 職種別・所要労務者数
 - イ. 期間及び賃金等の労働条件
 - ウ. 作業場所及び作業内容
 - エ. 宿泊施設等の状況
 - オ. その他必要な事項

4. 賃金及びその他の費用負担

- ①労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- ②労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技術について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- ③救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

第27節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の要請・活用に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 基本指針

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域的かつ機動的に活動できるヘリコプター等の応援を要請してを活用を図るものとする。

2. 実施方法

(1)要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- ①町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ②災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ③その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2)要請の方法

応援要請は、北海道（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対し、電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票」を提出する。

- ①災害の種類
- ②災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③災害現場の気象状況
- ④災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- ⑤消防防災ヘリコプターが離着陸する所在地及び地上支援体制
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

(3)要 請 先

名 称	電話番号	FAX番号	道防災行政無線
北海道総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	6-210-39-897、898

3. ヘリコプター等の活動内容

次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

(1)災害応援対策活動

- ①被災状況調査などの情報収集活動
- ②救援物資・人員・資機材等の搬送

(2)救急・救助活動

- ①傷病者・医師等の搬送
- ②被災者の救助・救出

(3)火災防御活動

- ①空中消火
- ②消火資機材・人員等の搬送

(4)そ の 他

- ①ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

4. ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊・海上保安庁・警察・北海道・開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

(1)北 海 道

北海道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「本章第29節 広域応援計画」の定めるところにより、都道府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

(2)北海道開発局・北海道警察・第一管区海上保安本部

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

(3)自 衛 隊

北海道知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

5. 支 援 体 制

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1)離 着 陸 場

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。災害の状況により離着陸場候補地を利用することとなるが、ほとんどが避難所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

【ヘリコプター離発着場及び可能地（ドクターヘリランデブーポイントと同様）】

場 所	住 所	面 積	場 所	住 所	面 積
江差町運動公園	砂 川	縦90m×横150m	まなびっくグラウンド	南が丘	縦60m×横70m
南が丘小学校グラウンド	南浜町	縦115m×横60m	江差港マリーナ駐車場	姥神町	縦42m×横65m
松の岱グラウンド	緑 丘	縦75m×横70m	旧江差南高等学校グラウンド	豊川町	縦95m×横125m
江差港南埠頭	姥神町	縦180m×横50m	高等看護学院グラウンド	伏木戸町	縦48m×横55m
江差港北埠頭	中歌町	縦97m×横54m	柳崎児童館横空地	柳崎町	縦40m×横50m
江差北中学校グラウンド	水堀町	縦78m×横125m	旧えさし荘跡地	水堀町	縦40m×横73m
旧朝日小中学校グラウンド	朝日町	縦45m×横95m			

(2)安全対策

①地上支援

離着陸の安全確保のため、支障が生じないための必要な措置として、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

②受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材・宿泊施設等の確保を図る。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災・地変・その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合の、自衛隊に対する自衛隊法第83条に基づく部隊等の災害派遣要請手続及び派遣活動等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1)人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2)水害・高潮・津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3)大規模な災害が発生し被害状況の把握が困難なとき、又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4)救助救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5)主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6)応急措置のための医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2. 災害派遣要請の要領等

(1)派遣要請手続

①町長は、災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって檜山振興局長に派遣要請を要求するものとする。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア. 災害の状況及び派遣を要求する事由

イ. 派遣を必要とする期間

ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容

エ. 派遣部隊が展開できる場所

オ. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

②町長は、人命の緊急救助に関し、檜山振興局長に要求するいとまがないとき、又は、通信の途絶等により檜山振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に派遣要請することができる。ただし、この場合速やかに檜山振興局長に連絡し、上記①の手続きを行うものとする。

(2)派遣要請先

【派遣要請先】

区分	担当部署	電話番号
檜山振興局	地域創生部地域政策課（防災担当）	0139-52-6470
自衛隊	陸上自衛隊第28普通科連隊	0138-21-9171

【指定部隊等の長】

隊名	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話
陸上自衛隊	第11旅団 函館駐屯地司令 (第28普通科連隊長)	連隊 第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線235（当直302） FAX0138-51-9171
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部 3室	青森県むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224
	函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 FAX0138-27-9806
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市 後久保125-7	0176-53-4121 内線2353
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231

3. 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者・連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両・施設等が展開できる場所を予め定めておくものとし、災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

(1)受入れ準備の確立

①宿泊所・資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

②連絡職員の氏名

派遣部隊及び檜山振興局との協議・決定・連絡のため、本部事務局防災対策班から連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

③作業計画の準備

受入れのため次の事項に関し計画を立てて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。

ア. 応援を求める作業の内容

イ. 所要人員

ウ. 器材等の確保

エ. 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備

オ. 派遣部隊の滞在場所・指揮所

(2)派遣部隊到着後の措置

①派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

③ 檜山振興局長への報告

本部事務局防災対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を檜山振興局長に報告する。

ア. 派遣部隊の長の報告

イ. 隊員数

ウ. 到着日時

エ. 従事している作業内容及び進捗状況

オ. その他参考となる事項

4. 経費の負担

(1) 次の経費は、町が負担するものとする。

① 資材費及び機器借上料

② 電話料及びその施設費

③ 電気料

④ 水道料

⑤ 汲取料

(2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設・設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5. 派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の救助

(3) 遭難者の捜索救助活動

(4) 水防活動

(5) 消防活動

(6) 道路又は水路の啓開

(7) 応急医療・救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送

(9) 炊飯及び給水

(10) 物資の無償貸付又は譲与

(11) 危険物の保安及び除去

(12) その他

6. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、檜山振興局長の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

(1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 檜山振興局長が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機事故の発生を感知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他特に緊急を要し、檜山振興局長からの要請を待ついとまがないと認められること。

7. 自衛隊との情報交換及び連携強化

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順・連絡調整窓口・連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8. 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令・総理府令及び訓令の規定により、要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合はこの限りでない。

- (1) 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

9. 撤収要請

町長は、災害派遣要求の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって檜山振興局長に対し、撤収に関する報告をするものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で報告しその後速やかに文書を提出するものとする。

第29節 広域応援計画

大規模な災害が発生した場合に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策活動の万全を期すために、関係機関が相互に応援協力は本計画に定めるところによる。

なお、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、応援・受援体制の構築に努めるものとする。

また、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点としての活用可能な民間事業者施設の把握に努めるものとする。

1. 応 援 活 動

- (1)町長は、大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき実施を図る。
- (2)町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び北海道知事（檜山振興局長）に対し、応援を求めることができる。
- (3)町は、他市町村との応援の円滑な実施を図るため、必要な情報等の相互交換を行うほか、予め連絡担当部局を定めるなど、他市町村との応援の受け入れ体制を確立しておくものとする。

2. 応援の種類

- (1)食料・飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2)被災者等（避難住民並びに災害・武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出・医療及び防疫・施設の応急措置等に必要な資機材・物資の提供及び斡旋
- (3)避難・救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4)避難・救援・救護・救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5)被災者等の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (6)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

3. 応 援 要 請

(1)北海道知事に対する応援要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第68条の規定に基づき檜山振興局長に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

- ①災害の状況
- ②応援を必要とする理由
- ③応援を希望する物資等の品名・数量
- ④応援を必要とする場所・活動内容
- ⑤その他必要な事項

(2)他の市町村長等に対する応援の要請等

- ①町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- ②町は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、災害発生時には速やかに応援要請するものとする。

(3)他の消防機関に対する応援の要請

- ①檜山広域行政組合消防本部は、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとともに、必要に応じ、町長を通じ北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- ②他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

③大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

4. 応援受入体制の確立

町長は、他市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容・作業場所・宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておくものとする。

5. 応援体制の整備

消防機関は、緊急消防援助隊の充実強化と訓練を通じた人命救助活動等支援体制の整備に努めるものとする。

6. 民間関係団体等に対する協力要請

町長は、災害予防及び災害応急対策活動について必要があると認めるときは、町内の民間関係団体に対し、防災協定により協力を求めるものとする。

7. 防災協定の締結状況

区分	団体名	連絡先	協定内容
公共団体等	北海道及び道内全市町村	檜山振興局 〔地域創生部地域政策課〕 電話 52-6470	災害対策基本法第67・68条
	旧能登川町（滋賀県）	東近江市 電話 0748-24-1234	災害対策基本法第67条
	大磯町（神奈川県）	総務課 防災対策室 電話 0463-61-4100	災害対策基本法第67条
	北海道及び北海道財務局、北海道市長会、北海道町村会 （北海道町村会に委任）	北海道町村会政務部主幹 電話 011-241-7182	災害対策基本法第74条の3
	陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊 及び 上ノ国町、厚沢部町、乙部町	函館駐屯地第28普通科連隊 電話 0138-51-9171	平素、初動、災害応急対策における連携
	北海道及び北海道市長会、北海道町村会		災害対策基本法第67・68条
民間	江差建設協会	会長〔田畑建設社長〕 電話 52-0856／会社	警戒区域巡視・簡易応急対策
	江差旅館組合	会長〔ホテルニューえさし社長〕 電話 52-3311／ホテル	一時避難場所・物資集積場所等
	日本郵便(株)江差郵便局	江差郵便局長 電話 52-1800	広報活動・避難場所等
	(社)北海道エルピーガス協会 道南支部	協会道南支部事務局 電話 0138-51-3320	エルピーガスの供給
	北海道コカ・コーラボトリング(株)	営業統括本部営業三部 電話 0138-48-2600	○電光掲示板による情報提供 ○災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
	(一財)北海道電気保安協会	江差出張所 電話 52-2699	公共施設の電力復旧工事、応急対策等

サントリーフーズ(株)	北海道支社企画部業務課長 電話 011-746-3701	○災害対応型自動販売機内在 庫飲料の無償提供 ・備蓄用飲料水(2ℓ×120本) 期限毎更新
(株)三光電気商会	代表取締役 電話 52-0136	警戒巡視、応急対策、情報提供、 防災対策
日糧製パン(株) (北海道とで協定)	北海道危機対策局危機対策課 危機調整グループ 電話 011-204-5014	物資の供給並びに調達支援等 (道経由協力要請)
(株)トヨタレンタリース函館 (北海道と道内会社間で協定)	北海道危機対策局危機対策課 危機調整グループ 電話 011-204-5014	車両提供の協力(道経由協力要 請)
阿弥陀寺、大円寺、観音寺、正 覚院、西別院、東別院、高岡葬 祭、法華寺		避難所及び避難場所、遺体安置 所施設利用
(一社)函館地区トラック協会	協会業務担当 電話 0138-49-1777	生活必需品、資機材等の輸送等
函館地方石油業協同組合 (株)三洋石油商会・前側石油(株) 江差支店)	協同組合事務局長 電話 0138-23-4426	緊急車両や避難所、医療施設等 の優先給油、施設開放等
(株)セブン・イレブン・ジャパン	函館地区ディストリクトマネ ージャー 電話 011-231-0027	食料品・飲料・日用品・その他指 定する物資の供給

第30節 職員応援派遣計画

大規模災害が発生した場合における、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請、又は北海道知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 指定地方行政機関の長等に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、基本法第30条の規定に基づき、北海道知事に対し指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

2. 要請手続等

(1)町長は、災害対策基本法施行令第15条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ①派遣を要請する理由
- ②派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2)町長は、災害対策基本法施行令第16条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、派遣斡旋は国の職員のみでなく、地方自治法第252条の17の規定に基づく地方公共団体職員の派遣の斡旋を求める場合についても含むものである。

- ①派遣の斡旋を求める理由
- ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

3. 派遣職員の身分取扱い

- (1)派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- (2)派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3)派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4)派遣職員の服務は、派遣受入側の規程を適用するものとする。
- (5)受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

4. 受入体制

「本章第29節 広域応援計画」に準ずるものとする。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、次に定めるところによる。

1. ボランティア団体等の協力

町長は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体からの協力の申し出等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

2. ボランティアの受け入れ

町長はボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア団体等の受入れ・調整等その受入れ体制の確保に努める。また、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう社会福祉協議会等と連携し活動拠点を提供するなど、災害ボランティアセンターの早期設置に努めるものとする。

(1) ボランティア団体等の受入窓口

ボランティア団体の受付窓口は、住民対策部が担当する。

(2) ボランティア団体等の登録

災害応急対策等に協力を期待できるボランティア団体等について、その名称・責任者・連絡先等を明らかにするとともに、事前に了解を得ておくものとする。

(3) 受入れ状況の把握

ボランティア団体等の受け入れの際には、次の事項を把握しておくものとする。

- ① 団体名・所属名・出身地名・連絡先等
- ② 責任者・リーダー名、滞在中の連絡先・連絡方法等
- ③ 人数・性別・年齢等
- ④ 専門分野・有資格者・支援内容・活動経験等
- ⑤ 装備品・携行品等の内容・数量等
- ⑥ 滞在可能（予定）期間
- ⑦ その他必要特記事項

(4) 登録ボランティア証の交付

- ① 町外からのボランティアには、受付完了後ボランティア証を交付する。
- ② ボランティア証は、活動に従事する間、携行するものとする。
- ③ 記載事項
 - ア. 顔写真（受付時撮影）
 - イ. 氏名・性別・年齢・所属
 - ウ. 現住所及び滞在中の連絡先、電話番号
- ④ ボランティア証は、活動が完了した時点で、返還するものとする。

3. ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する主な活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者・障がい者等の介護・看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 被災建築物の応急危険度判定等の専門知識を活かした活動
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動

- (11)外国語通訳
- (12)非常通信
- (13)被災者の心のケア活動
- (14)被災母子のケア活動
- (15)被災動物の保護・救助活動
- (16)ボランティア・コーディネート
- (17)その他災害応急対策事務の補助

4. ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部・社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部・防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

(1) ボランティア活動の管理・統率

- ①住民対策部は、各対策部と緊密に連絡を取り、あらかじめボランティアの支援による活動内容の緊急度・優先度等について把握しておくものとする。
- ②活動内容・場所・人数・期間・必要装備等に応じてボランティアの派遣先を決定・指示し、活動中の食事・宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うものとする。
- ③派遣後は、その活動状況を把握し住民対策部へ報告するものとする。
- ④活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を住民対策部へ提出するものとする。
 - ア. 派遣先と活動内容
 - イ. 活動人員と期間
 - ウ. 活動の効果
 - エ. その他今後の参考となる事項

(2) ボランティア活動への支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、次の事項を行うものとする。

- ①活動拠点となる施設の提供
- ②ボランティア保険の加入
- ③公共施設の宿泊場所としての提供等
- ④民宿等宿泊所の斡旋
- ⑥その他活動の環境整備で必要な事項

第32節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を援護するための災害義援金の受付け及び配分に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 義援金の受付（配分）

災害による被災者を救護するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会がこれに当たるものとする。

2. 運営方法等

運営方法等は、北海道災害義援金募集委員会会則及び北海道義援金配分委員会規則に定めるところとする。

第33節 災害応急金融計画

災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立ち直りを期すため、北海道地域防災計画における第5章第33節「災害応急金融計画」に基づく応急金融制度、及び「被災者生活再建支援法」に基づく支援の活用を図るものとする。

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

救助法が適用された場合の救助活動は、北海道知事（檜山振興局長）が実施するものとし、町長は知事の行う応急救助活動を補助するものとする。ただし、町長は北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において救助を実施するものとする。

2. 救助法の適用基準

救助法による救助は、本町において次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

【救助法の適用基準】

適用基準	被害区分	江 差 町 単独の場合	相当広範な場合 (全道2, 500世帯以上)	被害が全道にわたり、 12, 000世帯以上の住家 が滅失した場合
	町の人口	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
	5, 000人以上 15, 000人未満	40	20	市町村の被害状況が特に 救助を必要とする状態に あると認められたとき。
摘 要	1. 住家被害の判定基準 (1)滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊・流失・埋没・焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊・焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 (2)半壊・半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。 (3)床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水・土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2. 世帯の判定 (1)生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2)会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。			

3. 救助法の適用手続き

- (1)町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を檜山振興局長に報告しなければならない。なお、災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに檜山振興局長に報告し、その後の処置について指揮を受けなければならない。
- (2)檜山振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに北海道知事に報告する。北海道知事は、檜山振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、檜山振興局長を経由して町に通知するものとする。

4. 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類については、以下に示すとおりとする。

【救助の種類及び実施機関等】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者・対象箇所の選定は町、設置は北海道（委任されたときは町）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町
飲料水の供与	7日以内	町
被服・寝具・その他生活必需品の供与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	北海道・日赤道支部（委任されたときは町）
助産	分娩の日から7日以内	北海道・日赤道支部（委任されたときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急処理	1か月以内	町
学用品の供与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5. 救助に必要とする措置

北海道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令・協力・命令・物資の収容・立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令・規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条・第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

6. 災害対策基本法と災害救助法との関連

災害対策基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。